

講演要旨

3. シェルブリカンツジャパン株式会社

山中 正樹 様

「潤滑油の化学物質管理について ～国内外法規、GHS、SDS を中心に～」

国際的な目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」でも言及されているように、化学物質の環境上適正な管理と安全使用は産業界の責務となっている。とりわけ私たちが属する化学産業は環境への影響が大きく、今後化学物質管理の要求は一層厳しくなり、緩和されることは無い。

SDGsは理念は素晴らしいものの、現段階では各国独自規制を設けたバラバラな対応で産業界にとっては関税なき貿易障壁となっており、大きな混乱状態にあると言える。

国内外で化学物質に関わる法規制の物質追加が進み、政府(法令)による規制から、事業者による自立的な管理が求められていく中、産業界全体でレベルを上げ、安心してお客様にご使用いただけるよう努力を続けることが重要と考える。

① 化学物質管理全般について

産業界における化学物質調査はCASナンバーによる物質特定が一般的となっているが、潤滑油製品の原材料はUVCB（組成が未知かまたは不定な構成要素をもつ物質、複雑な反応生成物、または生体物質）物質が多く、CASナンバーだけでの運用には限界があるが、この現状をあまり理解されていない。

国内では化審法、PRTR法、労安法、毒劇法、ChemSHERPA、海外では米国TSCA、欧州REACH、中国VOC、ストックホルム条約、等様々な規制物質の追加があるが、CAS番号での該否で規制がある物質は排除し、規制の無い物質を無害と考える旧来の考え方ではなく、すべての物質には多かれ少なかれの毒性があることを認識し、適正な使用方法を提案していくことが重要である。

② ChemSHERPA について

ChemSHERPAは、製品に含有される化学物質情報を川上企業から川下企業までサプライチェーン全体で適正に運用するため、経済産業省主導JAMP（アーティクルマネジメント推進協議会）がリリースしたデータ作成支援ツールだが、潤滑剤に関しては最終製品に含まれないにもかかわらず、一律の調査対象となるなど運用が不明瞭で、本来必要のない調査が多く寄せられて負担が増加している。潤滑油協会（JALOS）とJAMPの共同で、必要な情報の開示や伝達を効率よく推進することを目的とした「潤滑油に関するガイドライン」を作成し、調査の効率化の一助になればと考える。

③ 職場・事業所での化学物質管理について

労働安全衛生法の改正により、規制物質の拡大と事業者の自発的な管理の必要性が大きくなっているが、リスクアセスメントなど具体的にやらなければいけないことがわかりづらく、事業者にとっては負担が大きいと思われる。業界単位で実態に合わせた「ガイダンス」を作成する等、問題意識を業界全体で共有し、客観的、長期的な視野により業界全体の利益を考えることが重要である。